

学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程

〔制 定 平成20年9月26日〕

〔最近改正 平成27年3月30日〕

(目的)

第1条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成19年2月15日文科科学大臣決定) (平成26年2月18日改正)に基づき、学校法人植草学園(以下「学園」という。)における公的研究費の適正な運営及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、植草学園大学(以下「大学」という。)及び植草学園短期大学(以下「短大」という。)の教員(以下「教員」という。)が文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(責任体制)

第3条 公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、責任体制に関する組織を置く。

2 前項の組織、担当者及び任務等は、次のとおりとする。

組織区分	担当者	任務
最高管理責任者	理事長	公的研究費の運営及び管理について最終責任を負い、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び経費管理責任者が適正な業務執行が行えるよう、十分な環境及び体制の構築を図る。
統括管理責任者	学園事務局長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持ち、学園の具体的な対策を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	学長	統括管理責任者の指示の下、管理監督する当該大学又は短大における公的研究費の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ。
副コンプライアンス推進責任者	大学 : 学部長 短大 : 専攻主任 事務部門 : 総務課長	コンプライアンス推進責任者の業務を分担し、当該学部(専攻)における実効的な管理監督を行う。
経費管理責任者	財務課長	統括管理責任者を補佐し、公的研究費の経理に関し、実質的な責任と権限を持つ。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、前条に規定するもののほか統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- 2 自己の管理監督又は指導する大学(短大)における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に実施状況を報告する。
- 3 公的研究費に関わる者(教員、学生及び職員(以下これらを「教員等」という。))に対して

コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- 4 教員等の公的研究費の管理，執行状況等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(適正管理に関する規程)

第5条 公的研究費の適正な運営管理を行うため，次の細則を定める。

- 一 学校法人植草学園研究活動上の不正行為対応細則（以下「不正行為対応細則」という。）
*27.3.6 日本学術会議 規程モデル に準じて制定
- 二 学校法人植草学園公的研究費取扱細則（以下「公的研究費取扱細則」という。）
- 2 公的研究費に係る規程は，教員等に明示し，明確かつ統一的に運用しなければならない。この場合において，研究分野の特性の違い等，合理的な理由がある場合には，特例措置を行うことができるものとする。
- 3 前項の特例措置は，規定等により，明確化して教員等に周知するものとする。
- 4 教員等は，公的研究費に係る規程等を熟知し，遵守しなければならない。

(職務権限)

第6条 公的研究費の事務処理手続きに関する教員と事務職員の権限と責任は，学園会計規則その他の学園規則等の定めるところによる。

(教員等の行動規範等)

第7条 最高管理責任者は，公的研究費の不正な使用を防止する観点から，教職等の行動規範を別表のとおり定める。

- 2 公的研究費の運営及び管理に関わるすべての関係者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容は，次のとおりとする。誓約書の様式は，別紙様式に定める。
 - 一 本学の規則を遵守すること
 - 二 不正を行わないこと
 - 三 規則等に違反して，不正を行った場合は，本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 3 誓約書を提出しない者は，公的研究費への申請，運営及び管理を行うことができない。

(不正に係る調査手続き及び懲戒)

第8条 公的研究費の不正な使用に係る事案が発生したときは，不正行為対応細則に基づき対応する。この場合において，不正行為を行った者が職員又は教員（いずれも非常勤である者を含む。）である場合は，学校法人植草学園職員就業規程（以下「就業規程」という。）に基づき，必要な処分を行う。

(予算の適正管理)

第9条 統括管理責任者は，不正防止計画を踏まえ，次の各号に掲げる事項について留意しつつ，公的研究費の適切な予算執行に努めなければならない。

- 一 予算の執行状況の検証及び確認並びに把握

二 教員と業者の取引関係において、癒着を防止する対策

三 物品の発注及び検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの構築及び運営

四 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認及び教員の出張計画の実行状況等の管理体制の整備

(取引業者)

第10条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながり得る問題がとらえられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

一 本学の規則を遵守し、不正に関与しないこと。

二 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。

三 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

四 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には本学に通報すること。

3 誓約書を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費に関わる取引を行うことができない。

(不正な取引に関与した業者の処分方針)

第11条 統括管理責任者は、不正な取引に関与した業者がある場合は、取引停止等の処分を行うものとする。

2 取引停止等の処分に関し必要な事項は、別に定める。

(相談窓口)

第12条 公的研究費の事務処理手続き及び使用等に係る学園内外からの相談を受け付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

2 相談窓口は、財務課とする。

3 相談窓口は、相談があった事項について、自ら又は関係部署を通じて速やかに処理し、効率的な研究遂行を適切に支援するものとする。

(通報窓口)

第13条 公的研究費の不正使用に関する学園内外からの通報及び告発を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を置く。

2 通報窓口は、学校法人植草学園公益通報等規程に定める法令担当室とする。

3 公的研究費の不正使用に関する情報は、不正行為対応細則に基づき、速やかに調査を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止取り組み等の公表)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取り組みに関する学園の方針及び意思決定

手続きを外部に公表するものとする。

(内部監査)

第15条 最高管理責任者は、法令担当室に対して、公的研究費が適正に運営及び管理されているか、継続監視及び内部監査を実施させなければならない。

2 法令担当室は、効率的、効果的かつ多角的な不正防止計画の進捗管理及び内部監査の実施が行えるよう監事及び会計監査人との連携を強化し、実効性のあるモニタリング及びリスクアプローチ監査に努めるものとする。

3 内部監査に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 公的研究費の執行に係る事務は、財務課において処理する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な運営及び管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月26日から施行する。

附 則（平成21年2月25日理事会承認）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日理事会承認）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。